

議案第43号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年3月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2号中「37,500円」を「56,200円」に改め、同条第4号中「75,000円」を「63,700円」に改め、同条第8号中「131,200円」を「138,700円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「123,700円」を「135,000円」に改め、同号ア中「350万円」を「500万円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「112,500円」を「127,500円」に改め、同号ア中「270万円」を「350万円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「93,700円」を「90,000円」に改め、同号ア中「190万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 93,700円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 112,500円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第5条第4号の次に次の1号を加える。

（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 75,000円

第7条第3項中「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市介護保険条例の規定は、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、

なお従前の例による。

#### 提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令の改正を踏まえた保険料率の改定を行うため、及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る準備期間を設けるため、本案を提出する。